

公的年金等受給者のための 所得税等確定申告相談会

公的年金等受給者で所得税等の確定申告が必要な人を対象に、確定申告の相談会を開催します。詳しくは津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

対象地域	とき(2月) 9:30~11:30 13:30~15:30	ところ
市内全域	10日(月)、12日(水)、 13日(木)、14日(金)	イオン津南ショッピングセンターサンバレー 2階イベントホール
久居・一志	5日(水)	市久居庁舎3階会議室
河芸	7日(金)、10日(月)	市河芸庁舎防災研修室
白山・美杉	12日(水)	白山公民館農民研修室

公的年金等の収入金額が 400万円以下の人の申告

平成23年分以降、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税等の確定申告書を提出する必要がなくなりました。この場合でも、所得税等が還付になる人は、確定申告書が提出できます。

また、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除内容に変更や追加がある場合(扶養控除の増減、国民健康保険料や国民年金などの社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除など)は、市民税・県民税の申告をしなければ税額計算に算入されないの、それらの控除を受ける場合は、市民税・県民税の申告が必要です。

住宅を取得等した人のための 所得税等確定申告事前説明会

と き 2月13日(木)・14日(金)9時30分~11時30分、13時30分~15時30分

と ころ イオン津南ショッピングセンターサンバレー2階イベントホール

対 象 住宅を取得するなどし、平成25年中に入居した給与所得者で、次に該当する人

- 住宅取得後6カ月以内に入居し、平成25年末まで引き続き居住
- 家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上
- 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住用
- 平成25年分の合計所得金額が3,000万円以下
- 金融機関等の住宅ローン(償還期間10年以上)を

利用

※詳しくは津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

市民税・県民税の申告

平成26年1月1日に居住していた市区町村で申告してください。また、確定申告をすれば市民税・県民税の申告は不要です。

昨年度、市民税・県民税の申告をした人などには1月下旬に申告書を発送します。申告書が届かない場合も、申告が必要な人は申告してください。申告書は郵送でも提出できます。所得や控除の証明となる資料を申告書に添付して、市民税課へ郵送してください。



平成26年度分の市民税・県民税申告書

所得税等の確定申告は インターネットで簡単・便利!

インターネットに接続できるパソコンがある人は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で、確定申告書が自宅で簡単に作成できます。

申告書の提出方法

◆プリンターで印刷して郵送などで提出

作成した申告書に必要な証明書等を添付して、津税務署へ郵送または持参してください。

◆インターネットで送信

利用には電子証明書を付与した住民基本台帳カード(住基カード)の取得など事前準備が必要です。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。※住基カードの取得に関することは、市民課(☎229-3144)へお問い合わせください。

まずは、国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」へ

HP 確定申告